

山口県報

平成18年
8月4日
(金曜日)

目次

告示

新たに生じた土地の確認の届出(周南市)(市町課).....一

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件)
(環境政策課).....二

自然公園法第七条第四項の規定による公園事業の決定(二件)(自然保護課).....五

解除予定保安林(周防大島町)(森林整備課).....五

保安林の指定(森林整備課).....六

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(住宅課)
公告.....六

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....七

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(四件)(県民生活課).....八

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課).....九

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課).....一〇

大規模小売店舗立地法第八条第四項の規定により述べた意見の概要(商政課).....一〇

大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出(商政課).....一一

阿知須都市計画公園の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課).....一二

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....一二

契約の締結(会計課).....一二

選管告示
山口県選挙管理委員会運営規程の一部改正.....一三

監査公表.....一三

監査公表.....一三

山口県告示第四百十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、周南市長から周南市の区域内に新たに次の土地が生じたことを平成十八年六月二十七日確認した旨の届出があった。

平成十八年八月四日

山口県知事 二井 関成

周南市晴海町七の四九から同町七の五一に至る土地の地先公有水面で、次の1の地点と2の地点を結ぶ平成六年七月二十九日付け指令港湾第三二五号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D. L. +三・〇九メートル)、2の地点と3の地点を結ぶ平成十四年二月十九日付け指令港湾第三二五号の五でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D. L. +三・〇八メートル)、3の地点と4の地点を結ぶ平成十六年三月二十六日付け指令港湾第三二五号の一でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D. L. +三・〇八メートル)、4の地点と5の地点を結ぶ平成十七年九月二十六日付け指令平一七港湾第四六五号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D. L. +三・〇八メートル)、5の地点から8の地点までを順次結んだ線及び1の地点と8の地点を結んだ線に囲まれた区域の公有水面埋立地二〇六、六八五・九六平方メートル

1の地点 周南市大字富田の仙島三等三角点(北緯三四度〇二分三六・五五五秒東経一三一度四六分〇〇・三八〇秒)から一三三度五二分一三秒二、三三八・二二メートルの地点

- 2の地点 1の地点から二五度〇三分三四秒五七八・九三メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一一八度四六分三九秒一二三・八九メートルの地点
- 4の地点 3の地点から一一八度四九分一八秒一六二・一二メートルの地点
- 5の地点 4の地点から九九度四六分一三秒一五〇・二四メートルの地点
- 6の地点 5の地点から二二〇度五一分四六秒五七〇・〇四メートルの地点
- 7の地点 6の地点から三二二度二八分〇三秒五〇・三八メートルの地点
- 8の地点 7の地点から二二〇度三七分三九秒一三〇・二九メートルの地点

山口県告示第四百十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年八月四日から同月二十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年八月四日

山口県知事 二井 閑 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 住化アグロ製造株式会社
 住 所 下松市東海岸通り一番地の三
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名 称 住化アグロ製造株式会社下松工場
 所在地 下松市東海岸通り一番地の三
- 三 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法			
	能 (m ³ /日) 力	工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定	間 隔 時 間	一 日 当 た る 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 概 要
四九 (三基)	九・五				断 続	一 四 時 間	変 動 あ り
四九 (二基)	一・九				断 続	九 時 間	
四九 "	一・五				断 続	二 四 時 間	
四九 "	九・五				断 続	一 四 時 間	
四九 "	四・六七	(既 設)			断 続	九 時 間	
四九 "	四・四				断 続	二 四 時 間	
四九 "	四	断 続	二 四 時 間		断 続	九 時 間	

備考 「四九」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十九号の農業製造業の用に供する混合施設をいう。	〇・八六一	一・九	断 続	九 時 間
	〇・八六一	一・九	断 続	九 時 間
	〇・八六一	一・九	断 続	九 時 間
	〇・八六一	一・九	断 続	九 時 間

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質量 (mg/l)		窒素 (mg/l)		燐 (mg/l)		チウラム (mg/l)		汚水等の一日当たりの量(m³)	
	通	常	通	常	通	常	通	常	通	常	通	常	通	常
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	〇・〇〇三	〇・〇〇三
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	〇・〇二二	〇・〇二二
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	〇・〇〇一	〇・〇〇一
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	〇・〇〇五
四九	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	〇・〇一	〇・〇一
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	〇・〇〇六	〇・〇〇六
(二基)四九	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	〇・〇二二	〇・〇二二
(三基)四九	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	〇・〇一五	〇・〇二四
	七・一	八・五	六・一	六・一	一	一	四・五	四・五	九・四	九・四			〇・一五	〇・二四

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m³)
	通 常	最 大	
七・六	八・五	二・三	二〇
		二・一	二〇
		一〇	〇・七
		一〇	〇・〇五
		三	〇・〇六
		一、八二八	一、九七八

山口県告示第四百十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前
 評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年八月四日から同月二十四日までの間、
 山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供す

種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	
三三ーイ	六・五	二、五〇〇	一六
六	八・二	三、〇〇〇	一〇
三三ーイ	六・九	四、四	一九
六	三、七	一、四〇	二二
三三ーイ	三、〇〇〇	一、六八	一九
六	三、〇	三、六	二二

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力	工 事 着 手 年 月 日	工 事 完 成 年 月 日	使 用 開 始 年 月 日
三三ーイ	(kg/日) 一五二	平成一八、九、一	平成一八、二、二〇	平成一八、一、一〇
〃	(l/日) 二二五	平成一八、八、二五	平成一八、八、二五	断 続 八 時 間
〃	(l/日) 七九	〃	〃	〃

備考 「三三ーイ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設をいう。

る。

平成十八年八月四日

山口県知事 二井 関 成

一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 明和化成株式会社
住 所 宇部市大字小串一九八八番地の二〇

二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 明和化成株式会社
所 在 地 宇部市大字小串一九八八番地の二〇

三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。	"	"	六・五	五・五	七・五	二九・二〇〇	三六・〇〇〇	六	七	二、五〇〇	三、〇〇〇	"	"	一八	二二
	"	"	三三・〇〇〇	三五・〇〇〇	三七	四四	二、五〇〇	三、〇〇〇	"	"	"	"	五	六	

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	
七	通 常	二〇	五〇
	最 大	四〇	
八	通 常	一五	七〇
	最 大	四〇	
六	通 常	二	五〇
	最 大	四	
八	通 常	二	七〇
	最 大	四	

山口県告示第四百十四号

自然公園法（昭和三十一年法律第六十一号）第七條第四項の規定により、北長門海岸国定公園に関する公園事業の一部を決定した。

その概要は、次のとおりである。

事業の位置を表示した図面は、山口県環境生活部自然保護課、山口県萩農林事務所及び萩市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年八月四日

山口県知事 二井 関 成

公園名	事業名	位 置	規 模
北長門海岸国定公園	虎ヶ崎園地事業	萩市大字椿東（虎ヶ崎）	車道一〇〇メートル 歩道一〇〇メートル 休憩所一〇〇平方メートル 展望施設二、二五〇平方メートル 駐車場一、三五〇平方メートル

山口県告示第四百十五号

自然公園法（昭和三十一年法律第六十一号）第七條第四項の規定により、北長門海岸国定公園に関する公園事業の一部を決定した。

山口県告示第四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成十八年八月四日

山口県知事 二井 関 成

公園名	事業名	位 置	規 模
北長門海岸国定公園	大浜海岸野営場事業	長門市油谷向津具上（大浜海岸）	案内所 一一五平方メートル

その概要は、次のとおりである。
事業の位置を表示した図面は、山口県環境生活部自然保護課、山口県長門農林事務所及び長門市役所油谷総合支所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年八月四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 解除予定保安林の所在場所
大島郡周防大島町大字西安下庄字田ノ浦南二二八の二、字前黒磯二二二九の三、二二二九の六、二二二九の七
- 二 保安林として指定された目的

- 三 解除の理由
- 道路用地とするため

山口県告示第四百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成十八年八月四日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林の所在場所

長門市洪木字大滝一三六の二、九六一の一、一〇九〇、二三四〇、二三四二から二三四四まで、二三四六、二三四七、字小滝一三七、一三九、一三九の一
阿武郡阿東町大字徳佐中字篠原一四八六の二から一四八六の九まで、一四八七の三から一四八七の八まで、一四八七の一〇、字雪寄一四八八の一、一四八八の二五から一四八八の六三まで、一四八八の六六から一四八八の六九まで、一四八八の七一から一四八八の八三まで、大字生雲中字数ヶ浴一七六〇の八七・一七六〇の九一・一七六〇の九二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一七六〇の九三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

長門市洪木字大滝一〇九〇・二三四六・二三四七・字小滝一三九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

阿武郡阿東町大字徳佐中字篠原一四八六の二から一四八六の九まで・一四八七の三・一四八七の四・字雪寄一四八八の一・一四八八の二五から一四八八の六三まで・一四八八の六六から一四八八の六九まで・一四八八の七一から一四八八の八二まで・大字生雲中字数ヶ浴一七六〇の九一・一七六〇の九二（以上六八筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

下関市豊浦町大字室津上字原二七、二八、字前原二九から三一まで、字キヌケ三〇六の一、字井手の本三〇七、字後蔵三〇八の二から三〇八の五まで、字岬山三七五の五五、三七五の五六、三七五の六八から三七五の七〇まで

萩市大字椿字和泉寺二二三の一・字大屋二二四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市豊浦町大字室津上字原二七・字前原二九から三一まで・字井手の本三〇七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

萩市大字椿字和泉寺二二三の一・字大屋二二四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定によ

り、旭ヶ丘県営住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年八月四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 旭ヶ丘県営住宅新築工事
- (一) 工事場所 周南市大字久米字旭ヶ丘地内
- (二) 工事の概要

構 造	延 べ 面 積	戸 数
鉄筋コンクリート造 地上五階建	二、七二〇平方メートル	四〇戸

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。
 - 3 出資比率が三パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成十八年八月三日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(建築一式工事の数値が八百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」とい

う。)(を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間
平成十八年八月十六日から同月二十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十八年九月一日までに発送する。

- 四 その他
この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課(電話〇八三一九三三一三八七〇)にすること。



(四一三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年九月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課、山口県萩県民局及び長門土木建築事務所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年八月四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日

平成十八年七月二十四日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 さざんか
 代表者の氏名 岡 功
 主たる事務所の所在地 長門市東深川九二四番地四
 三 定款に記載された目的
 障害者自立支援法の理念に基づき、長門地域の障害者及び地域住民に対して、精神保健福祉の普及啓蒙及びその福祉施策の促進に関する事業を行い、障害者福祉の発展及び向上に寄与すること。

(四一四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十八年九月十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年八月四日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十八年七月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人ゆづふれあいセンター
 代表者の氏名 鷹野 茂作
 主たる事務所の所在地 岩国市由宇町中央二丁目七番二〇号

(四一五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十八年九月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年八月四日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日
 平成十八年七月二十四日
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 特定非営利活動法人コミュニティー山口
 代表者の氏名 片山 望正
 主たる事務所の所在地 周南市城ヶ丘五丁目九番二六号

(四一六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十八年九月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年八月四日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十八年七月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人あかり山口作業所
 代表者の氏名 石川 信子
 主たる事務所の所在地 山口市下小鯖二一七三番地二

(四一七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十八年九月二十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年八月四日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日
平成十八年七月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人ふれあいの家鴻の峯
代 表 者 の 氏 名 杉山 節子
主たる事務所の所在地 山口市朝田九四一番地一

(四一八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成十八年八月四日から同年十二月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
平成十八年八月四日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 どうもんビル
所在地 山口市道場門前一丁目一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
山口市 山口市亀山町二番一号 渡辺 純忠

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業者の住所	山口市下小鯖一〇九〇の二	山口市小郡上郷九〇一の二

四 届出年月日
平成十八年七月二十四日

五 変更年月日
平成十八年六月二十六日

(四一九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成十八年八月四日から同年十二月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
平成十八年八月四日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 マルシヨク迫町店
所在地 下関市彦島迫町三丁目三〇五四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社サンリブ 北九州市小倉北区金田一丁目三番三三三号 藤村 昌伯

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称	(仮称) マルシヨク彦島店	マルシヨク迫町店
株式会社武田や	—	株式会社武田や
株式会社最上	—	株式会社最上
株式会社丸珠物産	—	株式会社丸珠物産
昭和食品株式会社	—	昭和食品株式会社
有限会社中村屋	—	有限会社中村屋
有限会社岩原クリーニング工業所	—	有限会社岩原クリーニング工業所
株式会社九州ワッツ	—	株式会社九州ワッツ
セガミメデイクス株式会社	—	セガミメデイクス株式会社
株式会社武田や	—	北九州市小倉南区南方二丁目一番三四号

四 届出年月日
平成十八年七月二十六日
五 変更年月日
平成十五年十月十六日

大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名		大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	
株式会社最上	株式会社丸珠物産	株式会社丸珠物産	北九州市小倉北区西 港町八九の二
株式会社武田や	昭和食品株式会社	昭和食品株式会社	北九州市小倉北区西 港町九四の九
株式会社最上	有限会社中村屋	有限会社中村屋	北九州市門司区黄金 町六番二十八号
株式会社丸珠物産	有限会社岩原クリーニング工 業所	有限会社岩原クリーニング工 業所	下関市彦島西山町二 丁目一番二二三号
昭和食品株式会社	株式会社九州ワッツ	株式会社九州ワッツ	下関市彦島江の浦町 六丁目一五番九号
有限会社中村屋	株式会社丸珠物産	株式会社丸珠物産	福岡県糟屋郡新宮町 大字上府八八八
有限会社岩原クリーニング工 業所	株式会社丸珠物産	株式会社丸珠物産	大阪市中央区南船場 二丁目七番三〇号
株式会社九州ワッツ	株式会社丸珠物産	株式会社丸珠物産	武田 弘治
セガミメデイクス株式会社	株式会社丸珠物産	株式会社丸珠物産	最上 寛一
	株式会社丸珠物産	株式会社丸珠物産	小林 信一
	株式会社丸珠物産	株式会社丸珠物産	高柳 直希
	株式会社丸珠物産	株式会社丸珠物産	中村 達彦
	株式会社丸珠物産	株式会社丸珠物産	岩原 辰次
	株式会社丸珠物産	株式会社丸珠物産	平岡 史生
	株式会社丸珠物産	株式会社丸珠物産	瀬上 修

(四二〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

十八年三月二十四日山口県公告(一五九)に係る大規模小売店舗について次のとおり下
関市から意見を聴きました。
当該意見は、平成十八年八月四日から同年九月四日までの間、山口県商工労働部商政
課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年八月四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ライフコアとみやま下関店
所在地 下関市秋根西町二丁目六番一号
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(四二一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成
十八年三月二十四日山口県公告(一六一)に係る大規模小売店舗について次のとおり下
関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年八月四日から同年九月四日までの間、山口県商工労働部商政
課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年八月四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ライフコアとみやま下関店
所在地 下関市秋根西町二丁目六番一号
- 二 意見の概要
騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(四二二) 大規模小売店舗立地法第八条第四項の規定により述べた意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、平成
十八年二月十七日山口県公告(九五)に係る大規模小売店舗について次のとおり意見を
述べました。

当該意見は、平成十八年八月四日から同年九月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年八月四日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) スポーツデポ・ゴルフ5 山口市店

所在地 山口市大内御堀九六四の一

二 意見の概要

交通に係る事項について配慮を求める。

(四三三) 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年八月四日から同年十二月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年八月四日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハイパーモルメルクス綾羅木

所在地 下関市綾羅木新町三丁目二番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

マルハ株式会社 東京都千代田区大手町一丁目一番二番 五十嵐勇二

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称		変	更	前	変	更	後
	株式会社サンシズカ	株式会社ミスターマックス	午前九時	午前一〇時	午前八時	"	"	"

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

株式会社三城	株式会社ブルークラス	松村カメラ商事株式会社	株式会社中野書店	株式会社竹田園芸	株式会社ワッツ	株式会社サンキョードラッグ	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
"	"	"	"	"	"	"	午後九時	午後九時
"	"	"	"	"	"	"	午後八時三〇分から午後一二時まで	午後七時三〇分から翌日の午前零時三〇分まで

四 届出年月日

平成十八年七月二十六日

五 変更年月日

平成十八年七月二十七日

(四二四) 阿知須都市計画公園の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、阿知須都市計画公園の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成十八年八月四日

山口県知事 二井 関 成

一 開催の日時

平成十八年八月二十二日(火曜日)午後二時

二 開催の場所

山口市阿知須二七四三

山口市阿知須公民館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する阿知須都市計画公園九・五・一きららスポーツ交流公園

四 公述の申出の手續

- (一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成十八年八月十五日(火曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。
- なお、郵送の場合は、平成十八年八月十五日までの消印のあるものに限りません。
- (二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することができます。
- (三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。
- (四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

- (一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三―三七二五)にしてください。
- (二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。
 - 山口市滝町一番一号
 - 山口県土木建築部都市計画課
 - 山口市神田町六番一〇号
 - 山口土木建築事務所
 - 山口市亀山町二番一号
 - 山口市都市整備部都市計画課
 - 山口市阿知須二七四三
 - 山口市阿知須総合支所

(四二五) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年八月四日

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
光市木園一丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号
株式会社コスモス薬品

山口県知事 二井 関成

(四二六) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。
平成十八年八月四日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
出納局会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量
財務会計システム再構築に係る詳細設計及び開発業務並びに財務会計システム運用
管理業務委託 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成十八年七月六日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号
- 六 落札金額
五億二千二百九十万円
- 七 入札公告日
平成十八年五月二十六日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
 - (二) 調達方法
購入等

(三) 落札方式
最低価格



山口県選挙管理委員会告示第五十三号

山口県選挙管理委員会運営規程（昭和三十五年山口県選挙管理委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成十八年八月四日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

第二十条中「の各号」を削り、「掲げる事項」の下に「（第一号、第二号及び第四号に掲げる事項にあつては、委員会が指定した地方事務局に限る。）」を加える。
別表第一所管区域の欄を次のように改める。

所管区域
岩国市 玖珂郡
柳井市 大島郡 熊毛郡
下松市 光市 周南市
防府市
山口市
宇部市 美祢市 山陽小野田市 美祢郡
下関市
萩市 長門市 阿武郡

附則

この規程は、平成十八年八月四日から施行し、改正後の山口県選挙管理委員会運営規

程の規定は、この規程の施行の日以後初めて行われる県議会の議員の一般選挙から適用する。



監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり同条第4項の規定による監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、これを公表します。

平成18年8月4日

山口県監査委員 村田哲雄
同 小泉利治
同 竹田義廣
同 村田博

通知に係る事項

周南県税事務所

調定額を誤っていた平成16年度における収入証紙の売りさばき代金については、平成18年3月31日に適正な処理を行った（監査年月日 平成17年8月25日）。

平成十八年八月四日印刷
平成十八年八月四日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）